

予防接種のご案内

2025年12月改訂
独立行政法人 国際協力機構
健康管理室

1.	はじめに.....	2
2.	費用補助等対象者と費用補助等対象期間.....	2
3.	費用補助等対象の渡航ワクチンについて.....	3
(1)	任意のワクチンについて.....	3
(2)	黄熱ワクチン（入国に必要なワクチン）について.....	3
(3)	基礎免疫、追加接種の目安について.....	4
4.	接種方法.....	6
(1)	本紙 p3 「3.費用補助等対象の渡航ワクチンについて」を確認する。.....	6
(2)	任意の医療機関またはキャッシュレス対応医療機関で接種する。.....	6
(3)	医療機関を受診する際の留意点を確認する。.....	6
5.	費用補助等の金額と申請方法（キャッシュレス接種以外）.....	7
(1)	任意ワクチンの費用補助等上限額.....	7
(2)	黄熱ワクチンの費用補助等上限額.....	7
(3)	費用補助等申請方法.....	9
6.	派遣形態および対象者別留意点.....	10
(1)	職員について.....	10
(2)	短期派遣専門家 / 調査団員（外部人材）の方※の予防接種について.....	10
(3)	JICA 海外協力隊について.....	10
(4)	妊娠中・授乳中の方について.....	10
(5)	小児・乳幼児について.....	11
(6)	65歳以上の方の定期接種ワクチンについて.....	12
7.	海外で予防接種を受ける場合.....	12
8.	費用補助等申請先 / お問い合わせ先.....	13

添付1 季節性インフルエンザワクチン・新型コロナワクチン費用補助について

1. はじめに

国際協力機構（JICA）は、開発途上国に派遣される関係者に対して、感染症予防対策として派遣（出張）前の予防接種を勧奨し、通知に従い費用補助・費用給付（以下、「費用補助等」という）を行っています。感染症からご自身を守り、さらに周囲への感染を防ぐため、必要な予防接種は可能な限り接種することを推奨します。赴任後は日常生活における感染予防対策を徹底するようにお願いします。なお、基礎免疫をつけるには、数回接種が必要なものもあります。任国では予防接種が困難な場合も多いため、予防接種にかかる留意事項を確認のうえ、本邦にて余裕をもって接種を開始するようにお願いします。

基本的に予防接種は**自己管理**するものです。健康管理室では皆様の予防接種履歴の管理をしておりません。**ご自身の接種歴を確認したうえで、必ず医師と相談して接種をしてください。**

派遣中に病気や怪我、動物に咬まれたりした場合、過去の予防接種歴を確認される場合がありますため、必ず任国に「予防接種記録カード」等の接種歴がわかる書類を持参してください。

なお、新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、この冊子には掲載しておりません。

添付1「季節性インフルエンザワクチン・新型コロナワクチンの費用補助等について」をご参照ください。

2. 費用補助等対象者と費用補助等対象期間

下記対象者が派遣前（接種費用補助等開始の時期以降）～派遣中に接種したものが対象です。派遣期間終了後は対象ではありません。（職員はp10「[職員について](#)」をご参照ください。）

予防接種費用補助等対象者^{*}と費用補助等対象期間

費用補助等対象者	費用補助等開始の時期	
在外職員	（無期）職員	内示以降の接種
	（有期）企画調査員（雇用） / 支所長・期限付職員	採用内定通知日以降の接種
	在外職員（有期雇用者含む） の随伴家族	在外職員等と同時に渡航する場合は、本人と同時期呼寄せの場合は、呼寄せ申請書の提出日以降の接種
調査団（職員等外国出張含む）	出張命令・依頼日以降（出張手続き開始以降）の接種	
専門家等（企画調査員（委託契約）含む）	派遣内定日以降の接種（国際協力調達部より本紙の連絡があった日以降の接種）	
専門家等（企画調査員（委託契約）含む）の随伴家族	専門家本人と同時に渡航する場合は、本人と同時期呼寄せの場合は扶養親族異動届の提出日以降の接種	
JICA 海外協力隊	合格通知受領以降の予防接種 （JICA 海外協力隊ホームページ「 合格者の方へ JICA 海外協力隊 」のご案内をご確認ください）	

※渡航に際して国際協力共済会に加入する方が費用補助等対象者となります。コンサルタント契約の専門家および調査団員は費用補助の対象ではありません。

3. 費用補助等対象の渡航ワクチンについて

「渡航ワクチン」には各国で推奨されるワクチン（任意のワクチン）と黄熱ワクチン（入国に必要なワクチン）とあります。

任意のワクチン	破傷風、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ポリオ、日本脳炎、腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎、ダニ媒介脳炎、麻しん、風しん、水痘（水ぼうそう）
入国に必要なワクチン	黄熱、麻しん ¹

受診先の医師が推奨し、厚生労働省検疫所の情報サイト FORTH（以下、FORTH とする）「[海外渡航のための予防接種](#)」内の【各地域で感染リスクがありワクチンで予防や重症化の防止ができる疾患】の表に印（●◎○）がある上記表のワクチンが補助等の対象となります。各任国で推奨されるワクチンや入国に必要なワクチンとご自身の接種歴をご確認のうえ、受診先の医師とよくご相談ください。

(1) 任意のワクチンについて

任意のワクチンは接種せずとも入国可能ですが、感染予防の観点から接種を推奨します。

FORTH の表に印はなくても JICA が費用補助の対象とするワクチンについては以下も併せてご参照ください。

FORTH の表でマーク（●◎○など）はないが JICA が費用補助の対象とするワクチン
① ポリオワクチン ：流行が流動的であり、任国先地域に印がなくても受診先医師に相談されることを推奨します。
② 髄膜炎菌性髄膜炎ワクチン ：上記同様、流行が流動的であり、任国先地域に印がなくても受診先医師に相談されることを推奨します。サウジアラビアではメッカからの巡礼時期（ハッジ・ウムラ）に、査証取得する際に予防接種が要求されます。
③ 日本脳炎ワクチン ： パプアニューギニア に渡航の方はインドネシアと陸続きであることと、世界保健機関（以下 WHO と記載）とアメリカ疾病予防管理センター（以下 CDC と記載）においては感染流行地域ではあるため、接種を推奨します。

<留意事項>

アフガニスタン・パキスタンに4週間以上滞在する方は、任国出国時に1年以内の**ポリオ**予防接種証明書の提示を求められることがあります。WHO 書式の予防接種証明書が必要のため、必要な方は健康管理室国担当までお問い合わせください。

(2) 黄熱ワクチン（入国に必要なワクチン）について

FORTH の「[黄熱に注意しましょう！](#)」を参照し、任国が**入国時に黄熱予防接種証明書の提示を**求める国か、または**黄熱に感染する危険がある国か**をご確認ください。

<接種に関する留意事項>

- ・注射生ワクチンのため、接種後 27 日以上空けなければ他の注射生ワクチン接種ができません。
- ・入国の 10 日前までに接種する必要があります。
- ・持病のある方はあらかじめ主治医と相談することを推奨いたします。
- ・60 歳以上の方は副反応の発生リスクが高くなるため注意が必要です。
- ・接種後 2 ヶ月間は妊娠を避けるようにしてください。

¹ 2019 年にソロモン諸島、マーシャル入国時に麻しん予防接種証明書の提示が必要となる措置が行われました。2025 年現在は 2 か国いずれも不要となっていますが最新の情報は FORTH や在日大使館情報をご自身でご確認ください。

<黄熱予防接種証明書（イエローカード）に関する留意事項>

生涯有効のため紛失しないようご注意ください。2016年以前の証明書も生涯有効となります。

(3) 基礎免疫、追加接種の目安について

基礎免疫とは、初めて渡航のためのワクチンを接種する方に対し、JICA が示す接種回数を目安を指します。追加接種とは、すでに基礎免疫を完了した方に対し、JICA が示す接種回数を目安を指します。

本目安を参考に医療機関の医師に相談のうえ、接種をご検討ください。

ワクチン種類	基礎免疫		追加接種の目安・備考
	回数	一般的な接種間隔	
破傷風	3回	初回 3-8週後 6ヶ月以降	<ul style="list-style-type: none"> 成人（小児期の定期接種完了者）は、再度基礎免疫は不要で1回追加を推奨 その後も10年以上経ったら1回接種を推奨 追加接種においては、ジフテリアや百日咳の含まれた「Tdap」（海外製）、「DPT」（日本製）、「DT」（日本製）の接種も可 基礎免疫未完了は初回からやり直しを推奨
A型肝炎（国産）	3回	初回 2-4週後 24週以降	<ul style="list-style-type: none"> 基礎免疫が未完了の場合はやり直し、または、必要な回数の追加を推奨 国産 / 輸入製どちらでも可 A型肝炎ワクチンは1歳以上が対象
A型肝炎（輸入）	2回	初回 6-18ヶ月後	
B型肝炎 （国産 / 輸入）	3回	初回 4週後 20-24週後	
AB型肝炎混合（輸入）	3回	初回 4週後 24週後	
狂犬病 （輸入または国内承認 のラビピュール）	3回	初回 7日後 21-28日後 （3回とも 同じワクチンが望ましい）	
日本脳炎	3回	初回 1-4週後 12ヶ月後	<ul style="list-style-type: none"> 成人（小児期の定期接種完了者）は、再度基礎免疫は不要で、接種は1回追加を推奨 基礎免疫が未完了の場合は初回からやり直しを推奨
ポリオ （不活化）	3回 以上	初回 3週間以上	<ul style="list-style-type: none"> 成人（小児期の定期接種完了者）は、再度基礎免疫は不要で、接種は1回追加を推奨

	を推 奨	2回目接種 後3週間以 上	<ul style="list-style-type: none"> • その後は10年以上経ったら1回追加を推奨 • 基礎免疫が未完了の場合は初回からやり直しを推奨
腸チフス (国産 / 輸入)	1回		<ul style="list-style-type: none"> • 接種後3年以上経ったら、1回追加を推奨 • ワクチンにより接種対象年齢が異なるため、医師と相談すること。 • 結合型ワクチン(海外製)は接種対象年齢に注意が必要なため、医師と相談すること。
髄膜炎菌性髄膜炎 ※ MCV4 (4価の結合 型ワクチン)を推奨	1回		<ul style="list-style-type: none"> • 接種後5年以上経ったら、1回追加を推奨 • 2歳以上が対象 • ワクチンにより接種対象年齢に注意が必要なため、医師と相談すること
ダニ媒介脳炎 (国産 / 輸入)	3回	初回、1-3 ヶ月後、 2回目接種 から3-12ヶ 月後	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎免疫完了後3年以上経ったら、1回追加を推奨 • 基礎免疫未完了の場合は初回からやり直しを推奨
麻しん 風しん	2回	初回、 1ヶ月以上 後	<ul style="list-style-type: none"> • 小児定期接種(2回接種)完了していれば接種不要 • 1回接種の場合は1回追加を推奨。麻しん単体、MR(麻しん、風しん)、MMR(麻しん、風しん、流行性耳下腺炎)いずれでも可
水痘	2回	初回、3か 月以上後 (1回目接 種後6～ 12か月経 過した時 期)	<ul style="list-style-type: none"> • 小児定期接種(2回接種)完了していれば接種不要 • 水痘罹患のある場合は接種不要 • 1回接種の場合は、医師と相談すること

参考資料

- 厚生労働省検疫所FORTH <http://www.forth.go.jp/index.html>
- WHO-International Travel and Health <http://www.who.int/ith/en/>
- CDC-Travelers' Health <https://wwwnc.cdc.gov/travel/>

4. 接種方法

- (1) 本紙 p3 「3.費用補助等対象の渡航ワクチンについて」を確認する。
ご自身の任国で黄熱ワクチンが該当する場合は、FORTH「[黄熱に注意しましょう！](#)」を併せてご確認ください。
- (2) 任意の医療機関またはキャッシュレス対応医療機関で接種する。
医療機関で作成される「予防接種記録カード」等に、接種日・接種内容を記入し、必ず任国に持参してください。
- ① 任意の医療機関で行う場合：ご自身で医療機関へ連絡し予約をお取りください。
- ② キャッシュレス接種をご希望の方：職制毎により申し込み方法が異なります。「参考資料1 予防接種指定医療機関（キャッシュレス）接種案内」をご参照ください。外部調査団及び JICA 海外協力隊はキャッシュレス接種対象外です。
- 職員等の国内勤務者**：機構が発行する「[予防接種依頼書](#)」をダウンロードし必要事項を記入して医療機関へ持参することで、指定医療機関でキャッシュレス接種が可能です。
- 専門家**：[派遣者ポータル内](#)からご自身で「[予防接種依頼書](#)」をダウンロードし必要事項をご記入のうえ、指定医療機関へご持参ください。「[予防接種依頼書](#)」がない場合、個人でお支払いのうえ費用補助申請をしてください。
- (3) 医療機関を受診する際の留意点を確認する。
- 予防接種は自由診療のため、医療機関により取り扱うワクチンや費用が異なります。取り扱いが少ないワクチンもありますので、ご自身に必要なワクチン接種が完了できるよう、接種スケジュールを検討するうえで、事前に医療機関にお問い合わせすることをお勧めします。
 - 注射生ワクチン（黄熱・麻しん・風しん・水痘等）を複数の種類もしくは複数回接種予定の方は、27日以上接種間隔を空ける必要がありますので、早めに医師と相談し接種スケジュールをご検討ください。
 - FORTH等を参考に各任国において推奨されるワクチンについて、ご自身のこれまでの接種歴を踏まえ、必要な接種内容や接種スケジュールを受診先の医師とご相談ください。

下記サイトで医療機関の検索が可能です。

- 厚生労働省検疫所「[FORTH | 予防接種実施機関](#)」
- 日本渡航医学会「[国内トラベルクリニック](#)」



5. 費用補助等の金額と申請方法（キャッシュレス接種以外）

(1) 任意ワクチンの費用補助等上限額

- FORTH の渡航先で推奨されているワクチンのうち、JICA が指定する「**渡航ワクチン**」の【予防接種料】が費用補助等対象となります。対象外のワクチンについては、医師とご相談のもと接種された場合であっても、費用補助の補助対象外です。
- 診察料がワクチン補助上限額を超える場合、上限3,000円を費用補助等の対象とします。
- 抗体検査・交通費・予防接種記録転記料等（文書料）は、補助対象外です。

ワクチン名	費用補助等の金額	参照
破傷風 A型肝炎 B型肝炎 ポリオ 日本脳炎 腸チフス 風しん 水痘（水ぼうそう） ダニ媒介脳炎 ※流行性耳下腺炎は 渡航ワクチンではありません	【予防接種料】 ① 診察料（初診料＋再診料、時間外診察料を含む） ② ワクチン代 ③ ワクチン接種手技料 ④ 消費税 ①～④を併せて 13,000 円（1 種類 / 回）を上限とした実費	混合ワクチン（2 種類または 3 種類以上）：補助等の対象となっているワクチン 1 種類につき 13,000 円を上限としてその実費を補助 ① A 型・B 型肝炎混合の予防接種：2 種とも補助等の対象のため、26,000 円を上限に実費を補助 ② MMR（麻しん・流行性耳下腺炎・風しん）：流行性耳下腺炎は自治体からの費用負担が受けられる小児の基本的予防接種ではないため、麻しんと風しん分 26,000 円を上限に実費を補助
麻しん	①～④を併せて 13,000 円（1 種類 / 回）を上限とした実費	入国先で麻しん接種証明（抗体証明）を求める場合は麻しんワクチンの接種料＋接種証明書発行料＋抗体検査料が補助の対象（交通費は含まない）
狂犬病 髄膜炎菌性髄膜炎	①～④を併せて 25,000 円（1 種類 / 回）を上限とした実費	

(2) 黄熱ワクチンの費用補助等上限額

【予防接種料】の実費	【予防接種料】の内訳 ① 診察料（初診料＋再診料、時間外診察料を含む） ② ワクチン代 ③ ワクチン接種手技料 ④ 消費税
黄熱予防接種証明書 （イエローカード）作成料	<ul style="list-style-type: none"> • パスポートの記載変更（姓の変更）に伴い接種証明書の記載を変更する場合は診察料も含めて費用補助対象（実費を補助）となる。変更前と変更後の接種証明書のコピーを健康管理室へ提出すること（記載変更時に変更前の接種証明書は回収されるため、事前にコピーを保管する） • 接種証明書の紛失または有効期限更新のために再発行する場合は

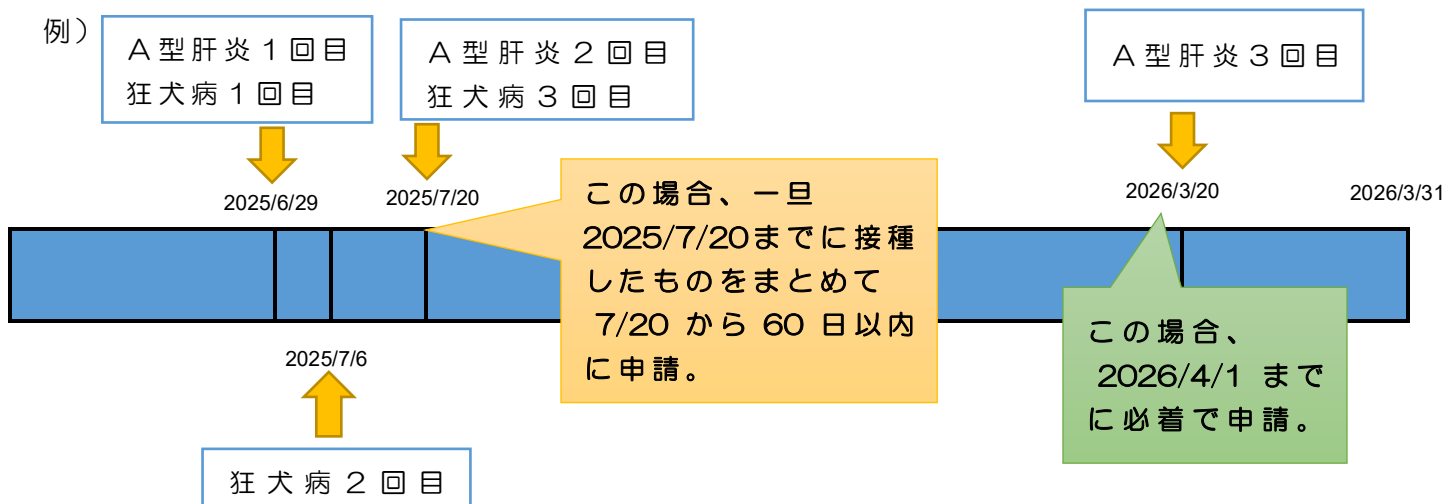
	<p>費用補助等の対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンを接種する時点で FORTH にて黄熱予防接種証明書要求国を確認（経由地によって要求された場合も含む）、及び予防接種推奨国に派遣される場合、FORTH に記載がなくても、任国への入国に際し黄熱接種証明書が必要な場合は費用補助等対象となる。海外協力隊の対象者は別途事務局から連絡する。
交通費	<p>以下の条件を満たす場合、費用補助等の対象となる。</p> <p>専門家・調査団（外部人材）：居住地最寄り駅から接種可能な検疫所等の最寄り駅までの最も経済的な経路及び方法による交通費を支給。ただし、支度料が支給される方は、居住地最寄り駅から接種可能な検疫所等最寄り駅まで、最も経済的な鉄道路線で片道 100km 以上ある場合のみ請求できる。所属先から支給されている通勤定期券の区間内に含まれる移動については、交通費補助の対象外。</p> <p>JICA 海外協力隊：以下のいずれかに該当する場合に支給する。 ア) 接種時現在の居住地最寄り駅から最も近い検疫所等の最寄り駅まで最も経済的な鉄道路線で片道 100km 以上ある場合 イ) 居住地に最も近い検疫所等を訪問するために、航空機又は船舶又は車両の利用が必要となる場合、その片道運賃が 3,500 円を超える場合</p> <p>職員：JICA 職員で支度料が支給されていない方（短期の調査団等）については、居住地最寄り駅から接種可能な検疫所等の最寄り駅までの最も経済的な経路及び方法による交通費が給付対象となる。その場合、ご自身の定期券以外の経路については各部の IC カードを使用し精算すること。ご自身で立替払いをした場合は、その後の健康管理室への費用補助等申請は原則不可。</p> <p>参照：健康診断等に係る勤務管理等の取扱いについて (sharepoint.com)</p> <p>在外赴任の職員及びその随伴家族：交通費は支度料に含まれるため、費用補助対象外。</p>

<黄熱ワクチンの費用補助等の留意事項>

- ・赴任される国では必須でなくとも、「**黄熱に感染する危険のある国**」を**経由**し入国する場合に、**黄熱予防接種証明書**を要求されることがあります。経由地が未決定の段階で、経由地により接種証明書が必要になるケースは、原則、経由地が決定後に必要な時に接種をしてください。
- ・「**乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求される**」渡航先において、予定の乗り継ぎ時間が 12 時間以内であってもフライト遅延等のリスクが高い場合は費用補助の対象です。
- ・赴任前に「**黄熱接種証明書が必要な国**」「**黄熱に感染する危険のある国**」への出張が決まっている場合は、出張旅程表等を提出いただくことで、赴任前に接種する分が費用補助対象となります。
- ・任国赴任後に業務のために黄熱の接種が必要となった場合は、任国で精算をしてください。私費旅行（緊急移送の準備を含む）は費用補助の対象外です。
- ・黄熱ワクチンは 1 回接種で生涯有効ですので JICA への費用申請も 1 回のみとなります。接種証明書の紛失等で 2 回目の接種費用申請はできません。

(3) 費用補助等申請方法

- **最後に接種したワクチンの領収日から60日以内**に、接種したものをまとめて JICA 各申請先担当宛に到着するようにご提出ください。
- ワクチンの接種間隔が3ヶ月以上空く場合は、分けて申請してください。
(例：A型肝炎を2回目まで接種し、3回目接種が5ヶ月後になる等)
- **年度内(4/1～3/31)に接種したものは翌年度の4/1まで必着です**。3月に接種する方はご注意ください。
- 不備のあるものは受付できませんのでご注意ください。
- 費用補助等申請額と実際の入金額が異なる場合であってもご連絡しておりません。何か不明点等あれば健康管理室までお問い合わせください。



【申請書類】

申請書類は職制により異なるため、【専門家等用】費用申請書または【役職員等用】の費用立替払精算書(以下、「申請書等」)の共通情報入力シートの申請者区分をご確認ください。明細書がない場合、領収書にワクチン名ごとの料金が分かるよう記載を依頼してください。または医療機関の予防接種料金表の添付でも可能です。

職制	申請書
専門家(一般・有償)、調査団員(外部人材)、JICA 海外協力隊(派遣中)	専門家等用
JICA 海外協力隊(派遣前)	「合格者の方へ JICA 海外協力隊」 よりダウンロード
職員、専門嘱託、企画調査員(雇用)、特別嘱託など	役職員等用 *1

*1 領収書の宛名は「国際協力機構」宛てとし、接種者の氏名は但し書きとして追記してください。(参照:「予接・マラリア領収書添付用紙」)

6. 派遣形態および対象者別留意点

(1) 職員について



随伴家族を含め、ワクチンの接種管理をお願いいたします。
接種記録は必ず保管し適時追加接種を行い、健康管理に努めてください。
出張や赴任後の基礎免疫分の予防接種は費用補助等の対象とします。
詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

(2) 短期派遣専門家 / 調査団員（外部人材）の方※の予防接種について

出張や短期間の滞在では、感染症の危険にさらされる期間が短く、日常生活で予防措置を徹底すれば、感染症にかかるリスクは長期滞在に比べて低いと考えられますが、滞在期間や業務・活動内容等も考慮して渡航前に受ける予防接種を選択してください。

FORTH の【各地域で感染リスクがありワクチンで予防や重症化の防止ができる疾患】の表をご確認ください。短期派遣の方で追加接種時期（3回目）が帰国後になる場合、将来の海外赴任や旅行に備えて、所定の間隔で追加接種を受けて基礎免疫を終了しておく事をお勧めします。（ただし、**帰国後の**予防接種料は JICA の**費用補助等対象外**となります。）



※上記の専門家および調査団員とはコンサルタント契約等の業務実施契約（単独型）を除きます。

(3) JICA 海外協力隊について

ホームページ「[合格者の方へ | JICA海外協力隊](#)」も合わせてご確認ください、接種が必要な場合は本紙に基づきご対応ください。

長期派遣者向け訓練参加者は訓練所にて予防接種を行う予定ですが、訓練所入所前に必要な予防接種がある場合はご自身の接種歴を確認したうえで、医師と相談して接種をしてください。

また、赴任する各国からの留意事項がホームページ「[JICA 海外協力隊赴任前留意事項【国別】](#)」の掲載もご確認ください。

語学訓練免除者及び短期派遣者は、本紙に基づき予防接種を実施してください。

任国では必要なワクチンが確保できないことや、在庫が流動的な場合が多く、希望通りの接種ワクチンが難しい場合があります。

必要な予防接種を本邦で実施してからの渡航を、強く推奨いたします。

(4) 妊娠中・授乳中の方について

妊娠中又は妊娠している可能性がある方は、一般に全妊娠期間を通じて生ワクチンの接種は**原則禁忌**です。

妊婦が黄熱感染の可能性のある国へ渡航することは勧めません。

また、授乳中の黄熱ワクチンも避けるべきとされています。

接種の必要がある場合には医療機関の医師とよく相談をしてください。



(5) 小児・乳幼児について

日本の定期予防接種を優先的に接種してください。

自治体から費用補助等が受けられる対象年齢の方が、派遣決定後および在外赴任中（出発日～帰国日、一時帰国含む）のために自治体の補助が受けられない場合にのみ補助します。

小児の定期予防接種

■ DPT-IPV-Hib（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・Hib） ■ BCG ■ MR（麻しん・風しん） ■ 日本脳炎 ■ ヒトパピローマウイルス（HPV） ■ 水痘（水ぼうそう） ■ 肺炎球菌 ■ B型肝炎 ■ ロタウイルス

子どもの定期接種スケジュールについては、下記をご参照しご検討ください。

NIID 国立感染症研究所 定期予防接種スケジュール：[予防接種スケジュール \(niid.go.jp\)](http://niid.go.jp)

日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール：[日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール | 公益社団法人 日本小児科学会 JAPAN PEDIATRIC SOCIETY \(jpedcs.or.jp\)](http://jpedcs.or.jp)

※ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて、定期接種の対象者以外の費用補助等の対象は厚生労働省の公費対象に準じ、2022年4月～2025年3月末までにHPVワクチンを1回以上接種した方が2026年3月までに2回・3回目のワクチンを接種する場合にJICAからの費用補助等の対象とします。

参照：[ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの接種を逃した方へ](#)

<留意点>

- 日本の定期予防接種のうち、特に、5種混合（DPT-IPV-Hib）、BCG、麻しんは、WHOが中心となって世界的規模で進めている「予防接種拡大計画（EPI：Expanded Program on Immunization）」で接種勧奨されている予防接種ですので、赴任先が先進国・途上国いずれの場合も、最優先に接種してから渡航するようにしてください。
- 定期予防接種をしたうえで、小児も成人と同様に、渡航ワクチンの接種を勧めます。
- 黄熱予防接種は9ヶ月以上の乳児は接種する必要があります。一部の国では6ヶ月以上の乳児にも接種を要求していることがありますので、必ず事前に任国の情報をご確認ください

<お子さまが海外で予防接種をする場合の留意事項>

- 予防接種の方針は国によって異なり、日本は諸外国と比較して、乳幼児期に義務化されている予防接種の種類や回数が少ない傾向にあります。
- お子様が現地で学校に入学する場合、その国の方針に従って不足分の接種が必要になる場合がありますので、赴任後は、現地医療機関の医師の指示に従って接種してください。（但し、JICAで費用補助等となる予防接種は、本紙で費用補助等の対象としている予防接種のみです。）
- 現地で病院受診が必要になった場合や、学校に入学させる際には、母子手帳に記載されている情報や、既往歴・アレルギーの有無、予防接種記録が必要となる場合がありますので、医療機関の医師の署名入りの英語訳を赴任時に携行することをお勧めします。

<費用補助等について>

予防接種料

① 診察料＋② ワクチン代＋③ ワクチン接種手技料＋④ 消費税

（時間外診察料を含む）

①～④を併せて、13,000円（1種類/回）を上限とした実費



(6) 65歳以上の方の定期接種ワクチンについて

該当年齢の時に海外にいて自治体からの補助を受けられない場合のみ、費用補助等の対象となります。

<肺炎球菌ワクチン>

定期接種の対象年齢：65歳を迎える方（2024年4月1日から65歳の方を対象に定期接種となりました。）

* 65歳を迎える年に赴任する方は自治体の補助を受けて接種してから赴任してください。

対象ワクチン：肺炎球菌ワクチン 「ニューモバックス NP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」です。生涯で1回のみです。参照：[001086212.pdf](#)

<带状疱疹ワクチン>

定期接種の対象年齢：65歳以上の方（2025年度4月1日から65歳以上を対象に定期接種となりました。2025年度から2029年度までの経過措置として、その年度内に70歳（以降5歳毎）になる年も自治体からの補助があります。）

対象ワクチン：「生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン「ピケン」）」又は「組換えワクチン（シングリックス）」。いずれか1種類を接種した場合に費用補助等の対象となります。

<費用補助等について>

予防接種料：①診察料＋②ワクチン代＋③ワクチン接種手技料＋

④消費税（時間外診察料を含む）

①～④を併せて、13,000円（1種類/回）を上限とした実費



7. 海外で予防接種を受ける場合

国によってワクチンの流通事情は大きく異なるため、できるだけ渡航前の接種を推奨します。

海外で接種する場合は、信頼できる製造会社のものか、WHO等の公的機関から品質が承認されているか、適切な温度管理下で保管されているか等、安全性を判断してください。WHOや各製薬会社のサイト等も併せてご参照ください。

日本で初回接種を受け、追加を海外で受ける場合は、追加接種の時期や接種するワクチンについて日本の担当医師に助言を得ておくようにしてください。

また、日本ではワクチン接種による健康被害が生じ因果関係が証明された健康被害については、多くが予防接種健康被害救済制度の対象となりますが、開発途上国では対応措置が殆どとられていないのが実情です。

【WHO ワクチン品質に関する情報】

WHO/UN United Nations prequalified vaccines

[List of Prequalified Vaccines | WHO - Prequalification of Medical Products \(IVDs, Medicines, Vaccines and Immunization Devices, Vector Control\)](#)

8. 費用補助等申請先 / お問い合わせ先

本邦で接種した分の費用補助等申請書の申請先は下記担当宛、在外で接種した分については在外事務所にて提出してください。ただし、派遣国に在外事務所がない場合（本部直轄の専門家等含む）、及びやむを得ない事由により在外事務所での支払い手続きができなかったものは、本邦申請先へご提出ください。

対象者		費用補助等申請関連 問い合わせ先・申請先	予防接種の内容等 の問い合わせ先 (※)
JICA 海外協力隊	合格後～派遣前まで	<p>【問い合わせ先】 JICA 海外協力隊合格者窓口 045-719-5182 v-guide@joca.or.jp</p> <p>【申請先】 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル7F 青年海外協力隊事務局 JICA 海外協力隊合格者窓口 宛</p>	<p>健康管理室 海外班 03-5226-6402 expertvolunteerkenko@jica.go.jp</p>
	派遣中・一時帰国中	<p>【問い合わせ先】 健康管理室総務班 03-5226-6401 expert_kenko@jica.go.jp</p> <p>【申請先】 〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 健康管理室 宛</p>	
対象者		費用補助等申請先 問い合わせ先・申請先	予防接種の内容等 の問い合わせ先
専門家 企画調査員（業務委託契約）等 調査団員（外部）		<p>【問い合わせ先】 健康管理室総務班 03-5226-6401 expert_kenko@jica.go.jp（専門家等） staffkenko@jica.go.jp（職員等）</p>	<p>健康管理室 海外班 03-5226-6402 expertvolunteerkenko@jica.go.jp</p>
JICA 職員等 調査団員	<p>国内勤務者 企画調査員（雇用契約） 在外勤務（予定）者 随伴家族 ※本邦で接種した場合</p>	<p>【申請先】 〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 健康管理室 宛</p>	

※任国滞在中の予防接種の内容等の問い合わせは、任国（又は兼轄国）の在外健康管理員にお願いします。